

第1663回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和7年6月2日
自	13時30分
至	14時30分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

(報告事項)

第11号 令和8年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・
昇任候補者選考試験（令和7年度実施）について（学校企画課）
————以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 令和8年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について
(学校教育課・特別支援教育課)

第5号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定取消について
(文化財課)
————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第12号 令和7年度6月補正予算案（6月9日上程分）の概要について
(総務課)

第13号 島根県立高等学校等条例の一部改正について
(学校企画課・学校教育課)
————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 原田委員 生越委員 黒川委員 植田委員 高島委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題
伊藤教育監	全議題
野々内教育次長	全議題
渡部教育次長	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
瀧総務課長	全議題
澤井総務課調整監	公開議題
和田教育施設課長	公開議題
竹崎学校企画課長	公開議題、報告第12号、報告第13号
和田学校企画課管理監	公開議題
山本働き方改革推進室長	公開議題
登城学校教育課長	公開議題、報告第12号、報告第13号
高倉学校教育課管理監	公開議題、報告第12号
椿義務教育推進室長	公開議題、議決第4号、報告第12号
伊藤幼児教育推進室長	公開議題
土江教育連携推進課長	公開議題
清水教育DX推進室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題、議決第4号
太田保健体育課長	公開議題、報告第12号
横地社会教育課長	公開議題
勝部人権同和教育課長	公開議題
池淵文化財課長	公開議題、議決第5号
藤原世界遺産室長	公開議題
原田古代文化センター長	公開議題
安部福利課長	公開議題
勝部教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

山本総務課課長代理	全議題
山崎総務課課長補佐（人事法令）	全議題
瀧川総務課主任	全議題

III 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	黒川 委員	

一公 開一

報告第 11 号 令和 8 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和 7 年度実施）について（学校企画課）

○和田学校企画課管理監（資料を一括説明）

○植田委員 校長の受験資格の中で c 「島根県教育委員会が適任と認めた者」とあるが、これはどういう者を予定しておられるのか。

○和田学校企画課管理監 今の職が対象の職名等に直接当てはまらないが、資質、能力が要件に相当すると判断できる者も漏らすことなく選考することができるようこの項目を設定している。具体的には、例えば教頭試験に合格した者であるが、現在勤務している職名が教頭職であると分かりにくいもの等があったりするので、そういったときに判断をして県教育委員会が適当と認めれば受験資格があるとしている。

○植田委員 かなり前からこういった項目はあったのか。

○和田学校企画課管理監 これは前から設定している。教育機関での職名が相当するかどうかを判断するために設定している。

○植田委員 周知の仕方だが、市町村教育委員会や小・中学校の校長には周知しているのか。

○和田学校企画課管理監 要項等を発送してその中にうたっている。周知はそういった形でしている。

○植田委員 自分はこういう文言に心当たりがなかった。私が理解していないのがいけなかつたかもしれないが、市町村の教育長や校長の方がもう少しこれを理解するような方策を取ってもらうと、教育長や校長が目を向けることができるのではないかと思う。周知についてお願いできないか。

○和田学校企画課管理監 基本的には非常にまれなケースなので、実際には市町村教育委員会から「こういう者がいるが、該当するかどうか」というような照会があって、それを受けて「こういう項目がありますので」ということで判断をしていくという形になる。そういう形で今後も周知についてはやっていきたいと思う。

○原田委員 関連してだが、「具体的には」と言われたが、あまり具体的にイメージがわかなかつた。思うに、例えば、国立三瓶青少年交流の家の職員でその相当職に当たる方が該当になるというとらえ方でよいか。

○和田学校企画課管理監 そのとおりである。

○原田委員 それ以外には何かあるか。

○和田学校企画課管理監 国の機関などに行っている場合になかなか判断つきにくい職であればということである。それ以外に、現時点では照会がかかっているものはない。

○原田委員 周知の仕方で、文言まで分からぬが、例えば※印で注釈があつたら分かると思うが注釈がないので、そういう質問があつたときに具体的に「こういうことです」と答えているということか。

○和田学校企画課管理監 現在はそのような形で対応している。

○高島委員 少し分からぬので聞いてみると、1の3ページのところで、例えば他県で働いておられて島根に帰ってきて働く方で、こちらのB要件の中で「教育に関する職に10年以上あつたこと」はクリアできても、「他地域勤務」や「へき地学校勤務」というところをクリアできていない場合は要件を満たさないのか。こういったところを緩和するのはできることなのか。

○和田学校企画課管理監 先ほどご質問にあつたようなケースで、人事異動ルールが解消できていなければ要件を満たさないということにはなるが、採用された年齢によって、他地域勤務やへき地学校勤務の条件を緩和したりして受けられるような形にしているので、そちらで見ていくことになる。

○野津教育長 すでに1回クリアしたことに対する認定を採用時にしているので、キャリア的には持っている。他県勤務の中に島根県のへき地学校勤務が入っているとか、採用のときに認定をしている。

○高島委員 別のことで、この議題に關することではないかも知れないが、昔、石見部採用というのを聞いたことがあって、今もその石見部採用枠というものはあるのか。

○和田学校企画課管理監 管理職については地域限定の採用枠はない。教員については、石見限定枠や隠岐限定枠がある。

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 14時30分